国の農業政策が大きく変わります

国の制度をもとに町の農業の将来を考えてみます

農政改革の概要

これまでの国の農政は、全農家を対象として、作物ごとの価格変動に応じて支援するものでしたが、新しい国の政策の「品目横断的経営安定対策」は、平成19年度からは対象を認定農業者と集落営農の「担い手」に絞って、米・麦・大豆等を対象品目とした直接支払い制度に変わります。（農協組合員の方は、「JAだより」1～3月号に詳しい制度内容が記載されていますので、こちらもご覧ください。）

この制度は、これまでの農政を根本から見直す大改革といわれています。これは、支援対象者を経営面積2.6ヘクタール以上の認定農業者と経営面積11ヘクタール以上（数値はいずれも中山間特例基準による）の集落営農組織の担い手に限定して支援する制度で、集落単位で営農組織を立ち上げて法人化（会社的経営化）をめざす農業を進めようとしていることが特徴です。

国の制度の中から町の農業の行方について考えてみます。

農業を取り巻く課題は

南三陸町の農業を取り巻く環境は、①農業後継者の減少、②農業従事者の高齢化、③農地の遊休化が進んでいます。

これは、輸入農産物との競合による価格水準の低さが根本的な原因となっているもので、厳しさは今後も続くものと考えられます。

さらに今後は、米の値段も大きく低下すると言われており、このような状況下にあって、町としては収益性の高い、効率の良い農業経営を目指す必要があると考えています。

収益性と効率の高い農業を目指すには

農業所得をあげるためには、まず収入をあげる必要があります。それには現在の野菜・園芸作物を高品質で大量安定的に生産することでブランド化を進め、高価に販売することが必要です。

それには、技術を持ち寄り、能率よい作業で行う、「共同経営」が効果的です。

次に大切なことは、経費を抑えることです。

経費で一番大きいのは施設や機械購入の経費です。

個別農家がそれぞれ必要な機械をそろえれば当然大きな経費を要します。

そのため、機械代を返済するために何年もの農業収入を投入し、他の所得で機械を購入している方もあり、機械経費を引くと所得が残らないという農家がたくさんあります。

この経費を少なく済ませるためにも、機械を共同購入し、共同経営するのは効率的です。

農地を有効利用

農業の課題に、高齢化による遊休農地の増加があります。

農業統計をみますと、当町の65歳以上の販売農家の農業従事者率は60％を超えています。個人の経営では体力の衰えで、重労働がきつくなり農業ができなくなります。

しかし、共同で農業を行なえば、重労働ができる人と高齢者でもできる作業を分担することで農業が長く続けられます。

そうすることで、遊休農地の発生も抑制できます。

また、農地は一度荒れると元に戻すのが大変ですので、使わない農地は農業ができる人に貸して利用してもらいましょう。

農業委員会は地主の所有権を保証し、農地の貸し手・借り手の仲介を推進しています。農地の貸し借りをご希望の方は、お気軽に農業委員会へご相談ください。

（☎46-1379内線432）

集落営農の進め

これまでの農業は個人の土地を使い、個人の責任で行う農業（個別経営）でした。これは個人ごとに多品種を少量ずつ生産する農業で、施設・機械や資材をそれぞれ購入する効率の低い農業でした。

これからは、農地を持ち寄り、共同で農業経営を行い、体力に合わせて役割を分担し、労働した分に応じて収益を分配する集落営農が求められています。

当町は典型的な中山間地で、農地が狭隘（きょうあい）なうえ、基盤整備も進んでいません。このような条件下で収益性の高い農業を実践するには、機械の共同利用や、共同作業を取り入れた農業経営を進める必要があり、その方法として地域の中で集落営農組織をつくり進めていく必要があります。

国の制度は、面積要件などの難しさはありますが、当町の農業を将来にわたり活力のある産業として継続されるのに必要な、大切なヒントが込められているもの考えます。

ぜひ地域の中で、ご検討を進めていただきますようお願いいたします。

問い合わせ
産業振興課農業振興係
☎46-1379
歌津総合支所
産業建設課　農林水産振興係
☎36-3923

集落営農のメリット（例）

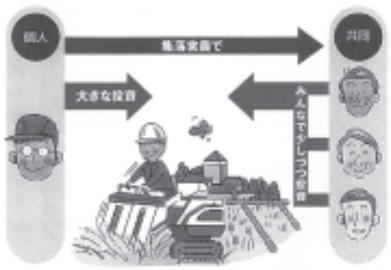

◀大型機械や施設を共同で購入することで農業機械にかかるコストを大幅に下げることできます。

▶集落単位で農地を有効活用することで、作業効率や生産効率を高めることができます。

平成18年度 南三陸町農作業標準賃金協定表

農業委員会では、各農業機関と協議し、各種農作業の標準額を定めましたのでお知らせします。

1　農作業賃金　6,000円
（実労働時間は、賄いなしの1日8時間を基準とする）

2　賃耕・田植・刈取料金（10アールあたり）

種　別	料　金
水田耕うん料	6,500円
水田代かき	7,000円
同耕うん代かき料	12,000円
バインダーによる稲刈料	7,000円
機械田植（20～25箱を基準とする）	6,600円
畑地耕うん料	6,000円
コンバイン刈取	17,000円
水田・畑地プラウ	7,000円
マニアスプレッター（堆肥なし）	3,500円
箱育苗代（無処理苗）	1箱680円

3　脱穀調整その他料金

種　別	料　金
稲脱穀料（10アールあたり）	7,500円
堆肥1tあたり（堆肥舎渡し）	3,000円
堆肥・ワラ交換の場合の割合	堆肥2トン ワラ10アール
精米料（30kgあたり）	400円
乾燥料（米30kgあたり）	300円
もみすり料（仕上り30kgあたり）	400円
ベーラー（10アールあたり）	4,000円
防除（薬剤別）	**1,000円**

※農作業賃金を除く料金は、消費税を含みません。
※農作業賃金は、田植え・水田除草・稲刈り・畑作業などの一般作業を指します。
※バインダー、コンバインによる稲刈りは、結束紐代を含みます。
※圃場の条件、作業の内容などにより通常と異なる場合は、両者協議のうえ決めてください。
◇問　南三陸町農業委員会（産業振興課内）
☎46-1379 内線432